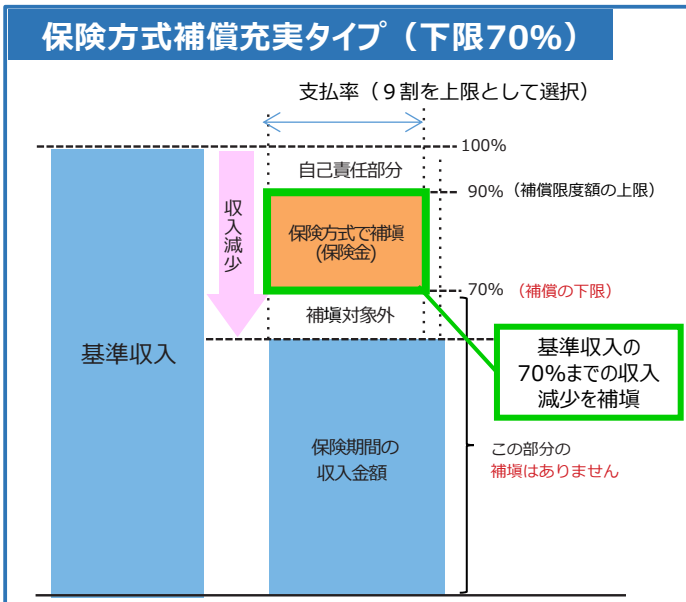
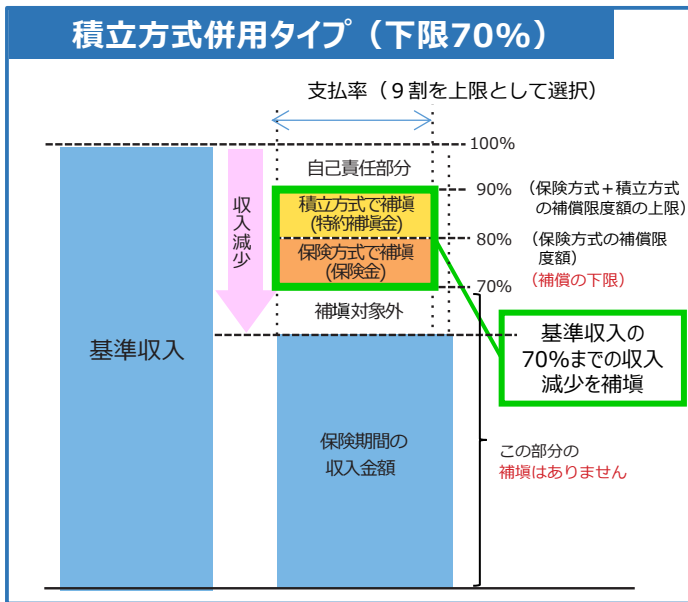


収入保険は補償の下限を選択することで、

# 保険料を安くできます！

(補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択できます)

- 例えば基準収入が1,000万円で**基準収入の70%を補償の下限として選択**した場合、保険期間の収入が700万円になったときは、いずれのタイプも同じ**180万円**の補填が受けられます。ただし、**700万円を下回った分の補填はありません**。



- 補償の下限を設けない場合と比較すると、保険料は、積立方式併用タイプで**約4割**、保険方式補償充実タイプで**約2割**安くなります。

## 基準収入が1,000万円の場合に農業者が負担するお金

	積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)	保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)
補償の下限を設けない場合 補填金 最大810万円	保険料	10.8万円
	積立金	22.5万円
	付加保険料 (事務費)	2.2万円
	合計	35.5万円
基準収入の70%を補償の下限とした場合 補填金 最大180万円	保険料	6.1万円
	積立金	22.5万円
	付加保険料 (事務費)	1.9万円
	合計	30.5万円
	保険料	23.0万円
	積立金	-万円
	付加保険料 (事務費)	2.2万円
	合計	25.2万円
	保険料	18.4万円
	積立金	-万円
	付加保険料 (事務費)	1.9万円
	合計	20.3万円

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課 (03-6744-7148) へお問い合わせください。

収入保険

検索

